

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 多良木町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	98.3	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.9	%
全職員	76.6	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	
本庁課長相当職	—	
本庁課長補佐相当職	—	
本庁係長相当職	100	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	124.7	%
31～35年	97.5	%
26～30年	91.1	%
21～25年	96.4	%
16～20年	92.4	%
11～15年	87.8	%
6～10年	98.6	%
1～5年	96.8	%

【説明欄】

- ・男女両方若しくはどちらかに該当者が存在しない場合、「—」と記載している。
- ・全職員区分においては、任期の定めのない常勤以外の女性職員（会計年度任用職員）が、女性職員全体の約56%を占めており、男性職員（会計年度任用職員）においては、約13%になっているため、給与の差異が生じている。
- ・勤続年数別における、勤続年数36年以上においては、役職定年職員が男性職員しかいないため、給与の差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。